

日永浄化センターほか4 2施設維持管理包括的民間委託

公募型プロポーザル審査要項

令和3年7月

四日市市上下水道局

日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託  
公募型プロポーザル審査要項

1. 審査の対象事業者について

本プロポーザルの審査対象事業者は、本上下水道局へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2. 審査項目・配点について

(1) 第一次審査（書類審査）

○業務実施能力 65点

○業務提案内容 225点

○価格点 20点

(2) 第二次審査（ヒアリング審査）

○プレゼンテーション・ヒアリング 50点

(3) 合計 360点

3. 審査について

「日永浄化センターほか42施設維持管理包括的民間委託プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、厳正な審査を行い、候補者を決定する。

4. 第一次審査について

(1) 企画提案書の書類による第一次審査を行い、上位の3社を選定する。なお、評価点数が同点の場合は、参考見積額の安価な事業者を第一次審査時点で上位とする。

(2) 参考見積額が見積限度額を超えている場合は、審査対象から除外する。

(3) 審査結果の通知は、様式集の様式9「プロポーザル審査結果通知書」にて、企画提案書の提出のあったすべての応募者に郵送及び電子メールにより通知する。

(4) 通知書には、第二次審査の対象となった応募者には第二次審査の日時等を添付し、第二次審査の対象とならなかった応募者（4位以降）には以下の内容を添付する。

○通知相手先の点数

○第3位の点数

(5) 審査結果について説明を希望する応募者は、通知書に記載された期日までにその旨を記載した書面を提出すること。なお、審査結果に関する異議等は受け付けない。

(6) 応募が3社以下の場合は、下記の第二次審査を第一次審査時に合わせて行い、参加資格審査結果通知時に日程等の変更を通知する。

5. 第二次審査について

(1) 第二次審査対象の応募者について、以下のタイムスケジュールで第二次審査を実施する。

○準備及び注意事項の説明（約10分）

○プレゼンテーション（30分以内）

○質疑応答（約15分）

- (2) 出席人数は4名以内とし、配置予定技術者の業務総括責任者がプレゼンテーション・質疑応答を行う。(評価対象は配置予定技術者である業務総括責任者とする)
- (3) プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容に沿った説明を行い、制限時間を厳守すること。
- (4) 追加、補足の資料提出は受け付けない。
- (5) プロジェクター等を使用する場合は、事前にその旨を連絡すること。プロジェクター、スクリーンは当方で用意するが、パソコンは持参すること。
- (6) 定められた時刻に遅れた場合は失格とする。ただし、やむを得ない理由があると判断できる場合(災害等)は、委員会にて協議を行う。

## 6. 審査方法について

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。

第一次審査の「業務実施能力」は、企業要件及び配置予定者(業務総括責任者及び副総括責任者)の業務経験に基づく評価点となるため各委員によらず同点となる。

第一次審査の「業務提案内容」と第二次審査の「プレゼンテーション・ヒアリング」は、各委員の得点が異なるため、各委員の総合得点を集計し、平均点(小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める)により採点とする。

「業務実施能力」、「業務提案内容」の合計点数の最も高い応募者を受託候補者として特定する。(同点の場合は委員長が決定する。)なお、業務実施能力を除く合計得点が最低150点以上なければ受託候補者になれないものとする。

また、第二次審査後、1位であった受託候補者が失格等となった場合、総合得点で2位の応募者が受託候補者となる。

## 7. 審査基準について

価格点及び提案に対する評価点は以下の評価項目及び評価基準により算出し、審査する。

### (1) 評価項目等

評価点の算出に当たって、審査の評価項目及び評価の着眼点(判断基準)は、表1のとおりとする。

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）（1/3）

評価項目	評価内容	審査項目	審査内容	配点
企業要件	業務体制	企業の所在地	参加グループの本社所在地	10
		業務遂行能力	参加グループ全体での下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者の人数	5
	業務実績	参加資格①の業務実績	参加グループの代表企業が元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理場において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000m <sup>3</sup> /日以上 of 運転管理業務（ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ of 運転管理業務は含まない）を、同一施設で2年以上受託した実績。	10
		参加資格②の業務実績	参加グループの代表企業が元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道において、雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備の運転管理業務（河川排水機場の実績でも認める）を、同一施設で2年以上受託した実績。	10
		参加資格③の業務実績	参加グループの構成員が元請（単独又は共同企業体の代表）として行った同種業務の業務実績として、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人及びその他の法人が発注し、平成23年4月1日より令和3年4月1日までに、下記の要件のいずれかを満たす運転管理業務を同一施設で1年以上受託した実績。 (ア)汚水処理施設で水処理能力が1施設として250m <sup>3</sup> /日以上 of 運転管理業務を同一施設で1年以上受託した実績。 (イ)雨水用又は合流式下水道用のポンプ場施設における、口径150mm以上のポンプ設備の運転管理業務を同一施設で1年以上受託した実績。	6
	業務取組姿勢	ISO9001	ISO9001の認証	1
		ISO14001	ISO14001の認証	1
		ISO45001	ISO45001の認証	1
ISO55001		ISO55001の認証	1	
配置予定者	業務総括責任者	類似施設の業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000m<sup>3</sup>/日以上 of 運転管理業務の業務総括責任者または副総括責任者として、2年以上の経験を有する者。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ of 運転管理業務は含まない。</li> <li>雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務として、2年以上の経験を有する者。なお、河川排水機場の実績でも認める。</li> </ul>	10
	副総括責任者	類似施設の業務経験	①下水道法に規定する流域下水道又は公共下水道における終末処理施設において、標準活性汚泥法またはそれと同等以上の方式で水処理能力が、30,000 m <sup>3</sup> /日以上 of 運転管理業務の業務総括責任者または副総括責任者として、1年以上の経験を有する者。ただし、水処理施設または汚泥処理施設のみ of 運転管理業務は含まない。 ②雨水用又は合流式下水道用のポンプ場において、口径700mm以上でディーゼルエンジン駆動式のポンプ設備を有するポンプ場の運転管理業務として、1年以上の経験を有する者。なお、河川排水機場の実績でも認める。 該当する業務経験者を複数人配置する場合は、最も少ない方の業務実績の年数で評価する。	10

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）（2/3）

提案内容	審査項目	審査内容	配点
1.業務実施方針	業務実施方針	本委託業務の基本的な運営方針について、四日市市公共下水道事業の意義を十分に理解し、具体性、実現性をもって記載されているか。	15
2.組織体制	(1)危機管理対応時の配置体制	災害（気象注意報・警報の発表時を含む）・事故発生時における事象ごとの対応方法・体制等について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性をもって記載されているか。	15
	(2)教育・訓練・人材	配置職員の人材確保、技術向上・継承及び官民連携を踏まえた四日市市職員の技術向上・継承について、具体性、実現性を持って記載されているか。	15
	(3)物品の調達	ユーティリティ・物品の管理体制、コスト管理、非常時における確保手法について、施設特性や市内調達を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	15
	(4)労働安全衛生	労働安全衛生に関するリスクマネジメントについて、施設特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	10
3.運転管理業務に関する提案	(1)処理施設 運転管理業務	①水処理施設運転管理について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。 ②汚泥処理施設の運転管理について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。 ③糸状性細菌発生時の対策について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	30
	(2)ポンプ場 運転管理業務	合流式中継ポンプ場の運転管理について、施設特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	20
	(3)周辺環境対策	臭気、排ガス、騒音・振動の近隣住民対策について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	15
4.保守点検業務に関する提案	(1)保守点検	設備機器の機能維持、予防保全等の保守点検、法定点検業務の考え方について、施設特性や地域特性を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	25
	(2)故障対応	小規模修繕業務及び緊急的な故障対応について、コスト削減策、地元企業活用の促進を考慮し、具体性、実現性を持って記載されているか。	20
5.セルフモニタリングに関する提案	受託者によるセルフモニタリング	受託者側で実施するセルフモニタリングについて、具体性、実現性を持って記載されているか。	15

表1 審査の評価項目及び評価の着眼点（判断基準）（3/3）

提案内容	審査項目	審査内容	配点
6.その他	(1)地域貢献	本業務を通じて地域社会に貢献する提案が記載されているか。	10
	(2)ICT等の最新技術の活用	本委託業務の実施にあたり、ICT等の最新技術を活用した有効な提案が記載されているか。	10
	(3)自由提案	仕様書記載以上の市にとって有効な提案が記載されているか。	10
7.配置予定者評価（業務総括責任者）	専門技術力（ヒアリング）	業務総括責任者としての業務取組姿勢、技術力、コミュニケーション力に優れているか。（処理場に関わること）	30
		業務総括責任者としての業務取組姿勢、技術力、コミュニケーション力に優れているか。（ポンプ場に関わること）	20

(2) 評価点の算出方法

表2に示す5段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。  
 なお、審査項目別の得点は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで求める。

表2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、優れていると認められる。	配点×1
B	当該審査項目について、やや優れていると認められる。	配点×3/4
C	当該審査項目について、普通である。	配点×2/4
D	当該審査項目について、やや劣ると認められる。	配点×1/4
E	当該審査項目について、劣ると認められる。	配点×0

(3) 価格点

価格点は、見積書の見積価格に対して以下のとおり算定して求める。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times \text{最低見積価格} \div \text{見積価格}$$